

TOKYO働き方改革宣言

所員のワークライフバランスを推進し、働き方改革に積極的に取り組みます。

平成30年12月28日
池野智博税理士事務所

目 標

働き方の改善

引き続き長時間労働が発生しないように努め、所内で各自声掛けすることで時間外労働がより少なくなるように努めます。

休み方の改善

有給休暇取得を促すよう周知に努め、有給休暇の取得率が70%となるように努めます。

取 組 内 容

働き方の改善

管理職が毎月、所員の時間外労働時間を把握し、管理職と所員が定期的に面談を行い、業務の適正な分担ができるようにします。

休み方の改善

管理職が定期的に所員の有給休暇取得状況、残日数等を把握し、所員に対して計画的な取得を促します。